

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、内共第13号及び内共第14号第一種共同漁業権の区域において、次のとおり指示する。

令和6年8月2日

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) 多摩川におけるしじみ資源保護のため、次のとおり採捕を制限し、及び所持等を禁止する。

ア 大きさの制限

殻長1.5センチメートル以下のしじみは、採捕を禁止する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 公的機関が試験研究の用に供する場合

(イ) 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

イ 所持又は販売の禁止

アに違反して採捕したしじみ及びその製品の所持又は販売を禁止する。

ウ 漁具又は漁法の制限

(ア) 漁業者及び漁業従事者に係る制限

漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合において、しじみまき漁具(刃口をつけたものに限る。)によりしじみを採捕するときは、当該漁具は次に掲げる範囲でなければならない。

a 籠目構造の部分にあつては、籠目1センチメートル以上かつす目0.6センチメートル以上

b 網目構造の部分にあつては、網目1センチメートル以上

c すのこ構造の部分にあつては、す目0.6センチメートル以上

(イ) 遊漁者等に係る制限

(ア)に規定する場合、公的機関が試験研究のためにしじみを採捕する場合及び神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法によりしじみを採捕してはならない。

a くまで(幅15センチメートル以下のものに限る。)

b 徒手採捕

(2) 内共第13号及び内共第14号の漁業の免許を受けたものは、当該漁業権の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

2 指示期間

令和6年9月1日から令和8年8月31日まで